

ID: 1005

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	種馬鈴しょ生産者の登録		
例規名 根拠条項	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例 第3条		
例規番号	昭和27年北海道条例第67号		
【根拠条文】 (生産者の登録) 第3条 種馬鈴しょを生産する者は、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月31日	最終変更年月日	年 月 日